

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 貸倒引当金の改正

Q : 貸倒引当金の限度額の計算方法が見直されたようですが、どのように変わったのでしょうか。

A : 個別評価債権の繰入限度額と一括評価債権の繰入限度額を合計することができなくなりました。

【解説】

平成13年度の改正では、貸倒引当金の限度額計算の改正が行われました。

これまで、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、期末に有する債権を「個別評価債権」と「一括評価債権」に区分したうえで、それぞれにつき繰入限度額を算定し、その合計額が貸倒引当金の繰入限度額とされていました。したがって、個別評価債権につき限度超過と認められる金額があっても、一括評価債権で限度額未滿の繰入れしか行っていなくて余裕部分があれば、そこに充当されることにより、トータルで限度額を超過していなければ、最終的な限度超過は生じないことになっていました。

今回の改正では、この点が改められ、個別評価債権と一括評価債権のそれぞれにつき限度額を算定することとされ、いずれかの限度超過を他方の繰入れ余裕分で相殺することはできなくなりました。この結果、個別評価債権で限度超過が生じれば、一括評価債権に余裕部分があっても限度超過として加算する必要があります。

この改正は、平成13年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

